

平成22年度研修会レポート

税理士業務に登場する民法相続編と税務事例

第8回税理士の業務に関する研修会

平成22年6月3日(木)から、倉吉、松江、岡山、福山、山口、広島の各会場において、東京税理士会所属の関根稔先生による税理士の業務に関する研修会が開催され、民法相続編と税法の相互に関連する税務事例を参考に講義された。

倉吉会場

実務に即した
民法の話

鳥取支部
山根 里美

平成22年6月3日、「ホテルセントパレス倉吉」で講師に関根稔先生をお迎えして「税理士業務に登場する民法相続編と税務事例」をテーマとした研修会が開催されました。

講師の関根先生は弁護士・公認会計士・税理士の資格を持っておられ、テーマも税法以外の民法であり、かなり難しい内容になるのではないかと少々不安を持って臨みました。しかし、いざ講義が始まると大変お話が上手で、民法は素人の私にも良くわかる内容でした。冗談も程よく入り、とても理解しやすい講義でした。また、大学の教授とか法律の研究家と違い、実務に即した話が中心で「そうそう、あるある」と思わず笑ってしまうことも何度かあり、とても楽しい内容であったという間に時間が経っていました。

普段、税法はせめて改正事項だけでも押さえておこう、と思うのですがそれも怪しいもので

す。ましてそれ以外の法律となるとちょっと億劫になり避けて通ろうとするのですが、相続税の申告をする上でいかに民法の知識が必要かを実感しました。また特にこの狭い鳥取では税理士といえどもある意味「何でも屋」で、税法以外のことを含め、顧問先のほうから思いがけない相談を受けることもあります。常日頃から色々な知識を蓄えておかなければならないものだとも感じました。

特に相続税など民法の知識が有るか無いかで随分違ってくるのですが、相続税の申告というものは突然に依頼を受けることが多いものです。依頼を受けてからゆっくり勉強している暇なぞ無いので、普段から心がけておかなければいざというとき何の役にも立たないものだと思います。現に私も相続税の依頼を



講師 関根 稔 先生

受けて即答できずひやひやしたこともあり、勉強不足を実感しています。しかし自己流で六法を読んで間違った解釈をしても何の役にも立ちません。その意味でこのような研修を受けられるのはとても有り難いことだと思いました。

最近では税理士も損害賠償を請求される時代でもあります。相続税など納税額が多額になると失敗したでは済まされない問題が生じます。そのためには常日頃から知識を蓄えておく必要が

受講状況

会場	開催日	受講者数
鳥取県 (ホテルセントパレス倉吉)	6月3日(木)	85人
鳥根県 (サンラポーむらくも)	6月4日(金)	117人
岡山県 (岡山ロイヤルホテル)	6月7日(月)	362人
広島県東部 (福山ニューキャッスルホテル)	6月8日(火)	229人
山口県 (山口グランドホテル)	6月10日(木)	213人
広島県西部 (広島国際会議場)	6月11日(金)	579人
合計		1,585人